

総務大臣提出資料

令和 5 年 5 月 22 日

こども・子育て政策の強化に係る地方財源について

- 子育てなどの社会保障については、国は、世代間・地域間で水準に偏りが生じないよう公平性を重視すべき事業に係る制度設計を行う役割を、地方は、その執行及び地域の実情を踏まえて提供する事業を実施する役割を担っており、公費についてはその役割に応じた国と地方の負担により国民にサービスを提供。
- 我が国の長年の課題である少子化が深刻さを増す中で、今後、対人社会サービス（現物給付）や経済的支援（現金給付）の拡充の必要性は高まっており、特に児童手当のような現金給付については、国の役割はより一層重要。
- また、こども・子育て政策の強化を国を挙げて進めるためには、国が全国的な制度として進める事業と地方独自の事業の双方に相まって取り組むことが効果的。
従って、国が全国的な制度として進める事業と、地方への人の流れの拡大にも資する地方独自の事業についても国として後押しすることが必要。
- こども・子育て政策の強化に当たっては、徹底した歳出の見直し等を前提として、安定的な財源を確保する必要があるが、上記の観点踏まえ、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があるとの認識の下、地方財源の確保についても十分な配慮が必要。

(参考)

【国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合】

○経済的支援強化(現金給付)

児童手当、出産・子育て応援交付金(経済的支援):国2/3,地方1/3

○サービスの拡充(現物給付)

保育所・幼稚園等(施設型給付費):地方10/10(公立)、国1/2,地方1/2(私立)

【地域の実情に応じて自らの創意工夫により独自のきめ細やかな子育て支援策の例】

宮城県「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」、福岡県古賀市「スタンドアローン(一人で立つ)支援事業」

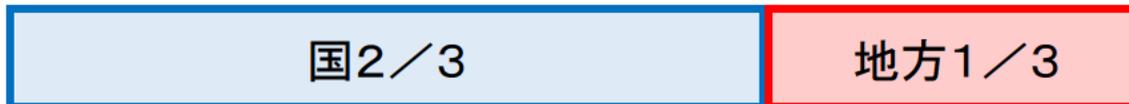
鹿児島県伊仙町「地域で見守り、育てていく」子育て支援」

(参考) 国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合

「こども・子育て政策の強化について(試案)」(令和5年3月31日)に示された主な事業

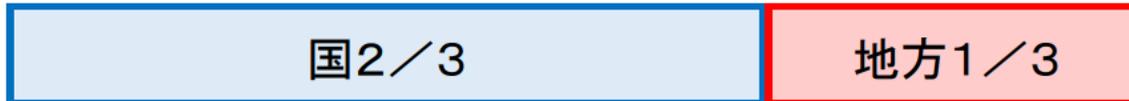
【経済的支援強化(現金給付)】

児童手当



※0~3歳未満の被用者については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

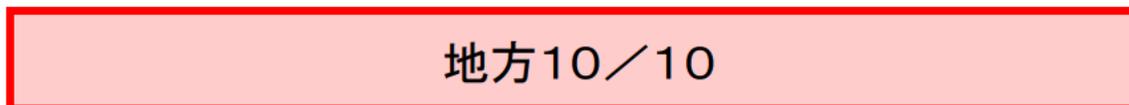
出産・子育て応援交付金
(経済的支援)



【サービスの拡充(現物給付)】

保育所・幼稚園等
(施設型給付費)

<公立>



<私立>



※0~2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり

放課後児童クラブ

